

令和8年度 坂戸市教育行政重点施策



坂戸市市制施行50周年

坂戸市教育委員会

目 次

はじめに	1
重点施策の基本方針	4
重点施策の体系	7
重点施策事業の概要	9
I 学校教育	9
II 社会教育、文化の振興・文化財の保護	13
III 青少年の健全な育成	15
IV スポーツ・レクリエーション	16
坂戸市教育委員会事務局の組織	18
坂戸市教育委員会の各種審議会等	19

はじめに

坂戸市では、令和5年3月にこれまでの教育施策を受け継ぐとともに、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針として、教育を取り巻く社会の動向や、前計画の成果と課題などとともに、「第7次坂戸市総合計画」及び「坂戸市教育大綱」等を踏まえ、令和5年度から令和9年度を計画期間とする「第2次坂戸市教育振興基本計画」を策定しました。

こうした中、国では令和5年6月に予測困難な時代において教育の方向性を示す羅針盤となる「第4期教育振興基本計画」を策定し、第3期計画期間中の成果と課題を踏まえ、計画のコンセプトとして「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、教育政策を推進しています。

また、埼玉県では令和6年7月に「第4期埼玉県教育振興基本計画」を策定し、第3期計画から継承した「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」を基本理念として掲げ、「誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進」と「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」の二つを新たに計画全体に共通する視点とし、各施策に反映させながら、教育の振興に取り組んでいるところです。

今後とも、坂戸市教育委員会では「第2次坂戸市教育振興基本計画」で定めた基本理念の実現に向け、教育を取り巻く課題に対応しながら、各種施策に全力で取り組むため、「令和8年度坂戸市教育行政重点施策」を策定し、「第7次坂戸市総合計画」を軸に「第2次坂戸市教育振興基本計画」と整合した各種施策・事業を掲げ、教育行政施策を重点的かつ積極的に推進していきます。

第2次坂戸市教育振興基本計画の基本理念 ～学び合い交流する人づくりのまち～

- 1 学校教育においては、子どもの「生きる力」を育む教育を推進するとともに、教育の機会均等、合理的配慮に留意し、より良い教育環境の整備に努めます。
- 2 市民による学び合いの支援及び環境や健康づくりについての学習を推進します。また、坂戸市の文化財を保護し、次世代へ継承するとともに、市民による文化・芸術活動を振興します。
- 3 学校、家庭、地域が連携し、子どもたちが自立してたくましく生きていくための教育を推進します。また、青少年の健全育成と自主的な活動を支援します。
- 4 多くの市民が、スポーツ・レクリエーションを生涯にわたって継続的に実践できる環境を整備します。

第7次坂戸市総合計画の構成

○基本構想

基本構想は、坂戸市のまちづくりの基本的な考え方を示した基本理念とそれに基づいた将来像を定めています。また、将来像を実現するために必要な施策の基本方向（まちづくりの目標）を掲げています。計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間です。

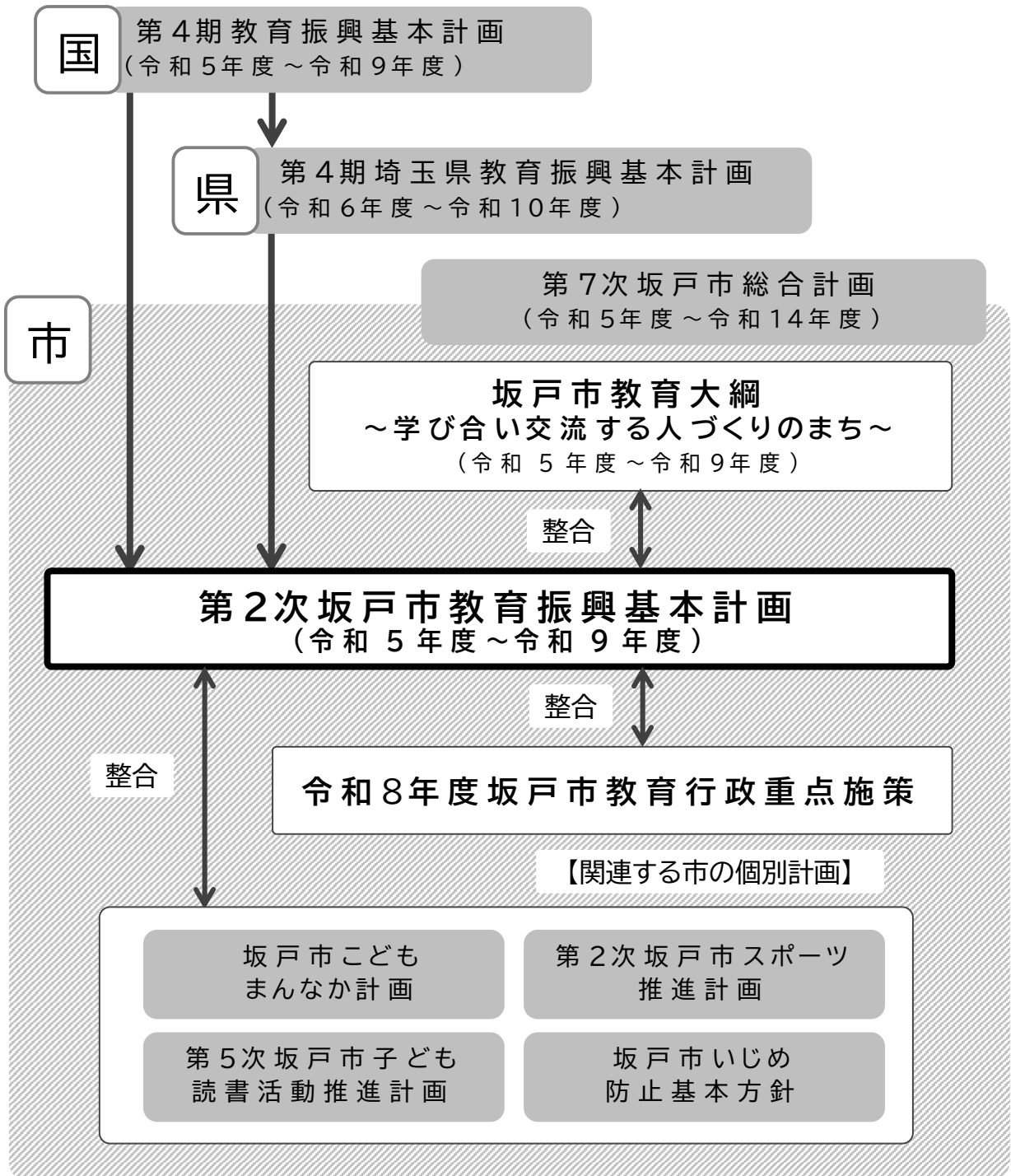
○基本計画

基本計画は、基本構想で掲げた将来像「住みつづけたいまち 子育てしたいいまち さかど」の実現に向けた具体的な方策を体系的に示したものです。基本構想で定めた5つの「まちづくりの基本方向」ごとに推進する施策の取組内容を明確にするために策定したものです。

○実施計画

基本計画で示された各分野の施策を具現化するため、財政事情等を勘案し、時代に即した行政課題に効果的に対応するため、毎年度の予算編成及び事業の指針となる計画を示しています。計画期間を3年間とし、毎年度ローリング方式により見直しを行います。

■計画関連図



重点施策の基本方針

1 子どもの学びと成長の支援【学校教育】

新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「創造社会」の時代といわれる社会の構造的な変化の中で、児童生徒一人一人が主体的・創造的に生き抜くためには、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」を基盤とする「生きる力」を育むことが重要です。

そのために、「確かな学力」では基礎的・基本的な内容を確実に身に付け、自ら学び、考える力の育成、「豊かな人間性」では善悪の判断や社会のルールの遵守など、規範意識を身に付けるとともに、他者を思いやる心の育成、「健康・体力」では規律ある生活習慣、食習慣を身につけた健やかな体の育成が強く望まれています。

このことから、国及び県の学力・学習状況調査の結果等を踏まえ、児童生徒の学習意欲の向上や家庭学習の充実、知識・技能を活用する力等を育成する必要があります。

このため、話し合いや他者との協働などをおして、考えを広めたり、深めたりする「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくりを推進するなど、各種事業を実施します。

また、児童生徒がより良い教育環境で学習、学校生活が送れるよう学習・学校生活支援のための人材配置、ICT教育環境の充実、小中一貫教育の推進などを行っていくとともに、施設の老朽化の対策、通学路の安全対策など、児童生徒の安全の確保を引き続き実施します。

今後も、児童生徒の教育環境の整備、教育の機会均等の確保をするとともに、家庭、地域と連携した「生きる力」を育むための施策の推進に努めます。

2 社会教育の機会の確保及び文化の振興と文化財の保護【社会教育、文化の振興・文化財の保護】

今日、複雑に変化する社会環境の中で、様々な生活課題に応じて必要な学習を行い、それぞれの個性・能力を伸ばし、生きがいのある充実した生活を享受することが重要です。

坂戸市では市民が学びやすい環境を総合的に整備し、自己を高める学習機会の創出や家庭教育支援の充実、社会教育施設の整備及び市民との協働による社会教育事業を行っており、地域社会の活力の維持及び発展に努めます。

図書館は、社会の変化に対応する生涯にわたる学びを推進するため、図書館の各種事業を実施することで、若者から高齢者まで多様な世代の学びを支える環境の整備に努めています。

また、高度化・多様化する市民の学習要求や課題解決の要望に応えられるよ

う、図書資料及びその他資料を提供する情報拠点・学習拠点としての役割を担うため、資料の収集・保存・提供だけでなく、暮らしや地域の課題解決に向けた活動を支援するサービスや情報発信サービス及び様々な読書啓発事業を行っています。さらに、「第5次坂戸市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の推進を図るために、地域、学校等への資料提供並びに連携・協力を進めるとともに、年齢に応じたおはなし会等を実施し、継続して読書に触れ合う機会を提供します。

今後も、社会の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう図書館機能や設備、推進体制の整備・充実に努めます。

産業や科学技術の進展による生活水準の向上に伴い、ものの豊かさとともに、心の豊かさを求める気運が高まっています。坂戸市では、芸術文化に触れる機会を数多く提供し、郷土芸能や文化財を市民共有の財産として、守り受け継ぐ活動を支援してきました。

市内には大宮住吉神楽や勝呂廃寺をはじめ、多くの文化財が所在しています。それらの文化財は、地域の歴史や伝統を正しく理解する上で市民共有の貴重な財産であり、永く後世に引き継がなければなりません。しかし、市民意識の変化や住宅開発等により、先人が残した伝統や文化・遺跡等の滅失も危惧されることから、埋蔵文化財の調査や天然記念物の保護、地域の重要な文化財の指定の実施、郷土芸能の保存・継承活動の支援を続けていきます。

近年、地域資源の活用についても見直しが図られている中で、市内に多数存在する遺跡や各種文化財を利用したにぎわいを創出するため、郷土に根付いた祭りの活性化や文化財の活用等にも力を注いでいきます。また、遺物を活用した学習支援、埋蔵文化財出土品展の開催など、地域の歴史と文化を身近に感じてもらえる事業を展開していきます。

郷土の歴史と文化・伝統への理解を深めることを目的とした歴史民俗資料館は、令和5年7月に策定された「坂戸市北坂戸地区 まち・くらし再生事業基本計画」の中で、新たな都市公園の整備を行うとともに、現在の北坂戸地域交流センターを資料館として利活用する方針が示されたことから、移転に向けた準備を進めます。

3 青少年の健全な育成【青少年の健全な育成】

近年、非行の低年齢化や凶悪化への懸念が高まり、インターネットやスマートフォンの普及によるトラブル、有害情報の氾濫など、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、新たな対応が求められています。

また、家庭の教育力の低下により基本的な生活習慣が欠如した青少年の増加や地域との関わり合いの希薄化も指摘されています。

このため、青少年育成坂戸市民会議、中学校区地区会議等の青少年関連機関と連携を図り、パトロールや見守りなどの青少年健全育成活動を展開し、青少年の安全確保及び非行防止に取り組んでいきます。また、青少年活動を充実させるための施策として研修会を開催するほか、健全で豊かな家庭づくりを推進

するための啓発活動を行っていきます。

今後も、市民及び関係団体と連携して、青少年が健やかに育つ社会と家庭環境づくりに取り組むほか、青少年が自主性、協調性などを培うための活動の場の提供に努めます。

4 スポーツ・レクリエーション活動の推進【スポーツ・レクリエーション】

今日の市民生活は、科学技術の発展や情報化社会の進展により、生活の利便性や物質的な豊かさがもたらされた反面、体を動かす機会が少なくなり、体力が低下傾向にあるといわれています。

また、少子高齢化や家庭の形の変化により、人間関係が希薄化するとともに、精神的なストレスを抱える人が増えています。

近年、スポーツ・レクリエーションは競技志向から運動不足・ストレスの解消、健康維持・増進まで多岐にわたり重要な役割を果たしていますが、余暇時間の拡大に伴う、多様なニーズも潜在化しています。

こうしたことから、より多くの市民がスポーツ・レクリエーションを生涯にわたって継続的に行うことができる環境を整備するとともに、市民の自発的なスポーツ・レクリエーション活動を支援する施策を適正に実践するため、第2次坂戸市スポーツ推進計画に基づき、各種スポーツ施策を展開するとともに、更なる市民の健康維持・増進に努めてまいります。

重点施策の体系

	基本方針	施策の方針	施 策
基 本 理 念	【学校教育】 子どもの学びと成長の支援	教育内容の充実	(1) 学力向上の推進
			(2) 体力向上の推進
			(3) 生徒指導・教育相談の充実
			(4) 食育の推進・学校給食の充実
			(5) 人権教育の推進
			(6) ボランティア・福祉教育の推進
			(7) 学校保健・安全の充実
			(8) 環境教育の推進
			(9) 共生社会を目指した多様な学びの場の充実
			(10) 教育支援の充実
			(11) 幼児教育の充実
			(12) 教育センター事業の充実
			(13) 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進
		教育環境の整備	(1) 学校の規模及び配置の適正化
			(2) 小中一貫教育の推進
			(3) 学校施設・設備の充実
			(4) 学校の ICT 環境の整備・充実
		教育の機会均等の確保	(1) 就学等の奨励・援助の推進
			(2) 上級学校への入学支援の推進
			(3) 保護者の経済的負担の軽減
【社会教育、文化の振興・文化財の保護】 社会教育の機会の確保及び文化の振興と文化財の保護	生涯学習社会の構築	(1) 生涯学習施策の計画的推進	
		(2) 生涯学習の推進	
	社会教育の充実	(1) 社会教育施設の整備・充実	
		(2) 地域課題等への学習機会の拡充	
		(3) 学校教育との連携強化・充実	
		(4) 人権教育の推進	
		(5) 家庭教育への支援・充実	
	図書館の充実	(1) 図書館事業の充実	
		(2) 図書等の整備	
		(3) 子どもの読書活動の推進	
		(4) 情報化社会への対応	

	基本方針	施策の方針	施 策
基 本 理 念		文化財の保護	(1) 文化財の調査・活用の推進
			(2) 文化財保護意識の普及
			(3) 文化財保存・継承の促進
			(4) 歴史民俗資料館の充実
	【青少年の健全な 育成】 青少年の健全な育 成	健全育成活動の 充実	(1) 推進体制の整備・充実
			(2) 地域環境づくりの推進
		健全な家庭づくり の推進	(1) 健全な家庭づくりの啓発
			青少年活動の充実
		(2) 青少年のまちづくりへの参加促進	
		【スポーツ・ レクリエーション】 スポーツ・レクリ エーション活動の 推進	スポーツ・レクリ エーション活動の 充実・支援
	(2) 団体・グループの支援・育成		
	(3) 総合型地域スポーツクラブの支援・育成		
	(4) 指導者の育成・活用		
	(5) 障害者スポーツの推進		
	(6) 子どもの体育・スポーツの推進		
	(7) 情報提供体制の拡充		
施設の整備・ 充実・活用	(1) 市民総合運動公園等の整備・充実		
	(2) 河川敷・都市公園の活用		
	(3) 学校体育施設の活用		
		(4) 公共施設の活用	

重点施策事業の概要

施策の事業ごとに（ ）内に所管を記載しています。

I 学校教育

児童生徒一人一人が安心・安全に学習できる環境を整備し、個別の教育的ニーズに応じた適切な支援を行います。

また、児童生徒への教育を通して、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力を備えた人材を育成するとともに、児童生徒が自ら道を切り拓き、社会で自立する「生きる力」を育みます。

1 教育内容の充実

① 学力向上の推進（学校教育課）

学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、自ら学び、考える力の育成に努めます。

また、小・中学校において主体的・対話的で深い学びのある授業が展開されるよう、校内研修を支援します。さらに、言葉への興味を高め、学習意欲向上につなげるため、市立中学校に在籍する生徒には国語辞典を配付します。

【継続事業】

- 教育研究・研修事業
- 学力向上推進事業
- 学校教育情報化推進事業
- 学校図書館整備事業

② 体力向上の推進（学校教育課）

人間活動の源であり、豊かな人間性を形成する上で重要な要素である基礎的な体力の向上を推進します。また、全小・中学校の水泳授業を民間施設利用の業務委託により実施します。

【継続事業】

- 体力向上推進事業

③ 生徒指導・教育相談の充実（学校教育課）

児童生徒の健全育成を図るため、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、教育活動全体を通して、生徒指導の充実に努めます。また、学校及び教育センターにおける教育相談体制の充実に図ります。

【継続事業】

- 不登校解消事業

④ 食育の推進・学校給食の充実（学校教育課・教育総務課）

食に関する正しい知識と規律ある食習慣を身に付けることにより、児童生徒の健やかな体の育成を図るとともに、学校給食衛生管理基準に基づき、安全で安心な給食の提供に努めます。また、保護者の経済的負担の軽減を図るため、市立小・中学校に在籍する児童生徒の学校給食食材料費等を全額市で負担し、学校給食費の無償化を行います。併せて、市内に住所を有し、私立学校や特別支援学校等に通学する児童生徒の保護者に対して給食費相当額を補助します。

【継続事業】

- 食育推進事業
- 給食施設・設備整備事業
- 学校給食運営事業

○学校給食費補助事業

⑤ 人権教育の推進（学校教育課）

人権を正しく理解し、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒の育成を目指して、授業研究会や校内研修を組織的・計画的に行い、人権意識の高揚を図ります。

また、いじめの未然防止のため、いじめ防止基本方針に基づき、いじめの早期発見と適切な対応を促進します。

【継続事業】

○学校人権教育専門委員会実施事業

○不登校解消事業

⑥ ボランティア・福祉教育の推進（学校教育課）

ボランティア活動・福祉体験活動を通じて、他者を思いやる豊かな心の育成に努めます。

⑦ 学校保健・安全の充実（学校教育課・教育総務課）

生涯にわたり心身ともに健康で安全な暮らしを主体的に実践できる児童生徒の育成を図ります。また、関係機関や地域の協力を得て、登下校時における安全な環境づくりとともに、学校施設の整備や学校防災体制づくりにより、児童生徒の学校内外での安全・安心の確保に努めます。

【継続事業】

○児童生徒安全対策事業

○学校体育振興事業

○学校施設整備事業

⑧ 環境教育の推進（学校教育課）

坂戸市環境教育プログラムを活用し、環境や環境問題に対する関心を高め、必要な知識や技術の習得を図るとともに、実践的に行動する力の育成に努めます。

⑨ 共生社会を目指した多様な学びの場の充実（学校教育課）

障害のある児童生徒が、障害のない児童生徒とともに学ぶことを大切にするとともに、障害のある児童生徒が必要な指導・支援が受けられる多様な学びの場を用意し、障害のある児童生徒の学習環境の整備に努めます。

【継続事業】

○特別支援教育推進事業

⑩ 教育支援の充実（学校教育課）

学校の実態に応じて、各種学習活動、学校生活の充実を図るための支援に努めます。

【継続事業】

○中学校部活動推進事業

○英語指導推進事業

○支援員配置事業

⑪ 幼児教育の充実（学校教育課）

家庭、地域及び関係機関との連携を図り、幼児教育と小学校教育との連携・接続に努めます。

⑫ 教育センター事業の充実（学校教育課）

教職員の資質向上のための研修等を充実するとともに、学力向上及び不登校対策に努めます。また、教育相談体制充実のため、小・中学校に「さわやか相談員」を配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置します。さらに、弁護士による専門的な助言、指導を受けることができる体制を整え、いじめ・不登校につな

がる事故等の未然防止及び諸問題の円滑な解決を図ります。

【継続事業】

- 教育研究・研修事業
- 学力向上推進事業
- 不登校解消事業

⑬ 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進（学校教育課）

学校・家庭・地域・関係機関の連携を強化し、協力体制づくりを推進するため、すべての小・中学校で学校運営協議会（コミュニティスクール）を設置します。

また、大学とも連携しながら、スチューデント・インターンシップの取組を実施し、地域の特性及び地域の教育力を積極的に活用することで、教育活動の活性化に努めます。

【継続事業】

- 学校・地域等連携推進事業

2 教育環境の整備

① 学校の規模及び配置の適正化（学校教育課）

児童生徒の学習面や生活面でより良い教育環境を整えるため、学校の規模及び配置の適正化を図ります。

【継続事業】

- 公立小中学校適正規模・適正配置推進事業

② 小中一貫教育の推進（学校教育課）

義務教育の9年間を見通した継続性のある指導と中学校区ごとの小中連携の教育活動により、学力の向上を目指すとともに、豊かな人間性・社会性を育みます。また、中学入学時に増加する不登校等の諸問題（中1ギャップ）の解消に努めます。

さらに、城山学園を特認校とすることで、小中一貫教育の研究を推進してまいります。

【継続事業】

- 特認校制推進事業

③ 学校施設・設備の充実（教育総務課）

学校施設及び設備の老朽化に対し、必要な改修・修繕等を行い、安全・快適な学習環境の確保に努めます。

【継続事業】

- 学校施設整備事業（入西小学校校舎外壁等改修工事）
- 学校エアコン整備事業
- 学校トイレ改修事業（住吉中学校トイレ改修工事）

④ 学校のICT環境の整備・充実（学校教育課）

情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、小・中学校におけるICT環境の整備・充実を図ります。また、ICT活用の推進体制を整備し、教職員のICT活用や指導力向上を図るとともに、ICTを活用した校務の効率化により、教職員の業務負担の軽減を図ります。

【継続事業】

- 学校教育情報化推進事業

3 教育の機会均等の確保

① 就学等の奨励・援助の推進（学校教育課・教育総務課）

世帯の所得状況等に応じて、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を行います。また、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、学用品費等の補助を行います。

【継続事業】

○小・中学校就学援助事業（医療費・学用品費等）

② 上級学校への入学支援の推進（教育総務課）

高等学校、大学及び専修学校に入学を希望する生徒の保護者で、入学費用の調達が困難な方に対し、無利子で入学準備金の貸付けを行います。

【継続事業】

○入学準備金貸付事業

③ 保護者の経済的負担の軽減（学校教育課）

保護者の経済的負担の軽減を図るため、市立小・中学校に在籍する児童生徒が授業等で使用する教材の一部を市が購入します。

【継続事業】

○教材購入支援事業

Ⅱ 社会教育、文化の振興・文化財の保護

生涯にわたる学習や活動の機会を確保し、その成果を生かし、地域活動や文化活動が活発に行われる、活力ある地域社会を形成します。

また、多様な文化・芸術・歴史に市民が気軽に接することで、心の豊かさを育みます。

1 生涯学習社会の構築

① 生涯学習施策の計画的推進（社会教育課）

市民の生涯学習を推進するため、各施策を計画的に推進します。

② 生涯学習の推進（社会教育課）

学習情報の提供に努め、市民の生涯学習を推進するとともに、職員出前講座、市民の学びあいによるさかど市民塾等の充実により、学習成果が生かされる生涯学習によるまちづくりを推進します。

【継続事業】

○生涯学習によるまちづくり推進事業

2 社会教育の充実

① 社会教育施設の整備・充実（図書館）

中央図書館は竣工から42年が経過し、建物の老朽化が進んでいるため、屋根等改修工事を実施します。

【継続事業】

○中央図書館整備事業

② 地域課題等への学習機会の拡充（社会教育課）

様々な地域課題へ対応するための学習機会の整備・拡充をします。

【継続事業】

○社会教育団体支援事業

③ 学校教育との連携強化・充実（社会教育課）

学習支援事業「学力のびのび塾」の実施等学校教育との連携強化・充実を図ります。

【継続事業】

○子ども大学推進事業

○地域人材を活用した学習支援事業

④ 人権教育の推進（社会教育課）

人権尊重の精神を確立するための人権教育を推進することで、人権意識の高揚を図ります。

【継続事業】

○人権教育推進事業

⑤ 家庭教育への支援・充実（社会教育課）

家庭の教育力の向上及び児童の健全育成を目指すため、学習支援等を行います。

【継続事業】

○家庭教育支援事業

3 図書館の充実

① 図書館事業の充実（図書館）

市民の要求や課題に対応した資料を提供する情報拠点として、レファレンス・サービスやボランティアとの協働による各種事業を推進します。

【継続事業】

- 図書館運営事業
- 図書館企画講座等開催事業
- 図書館ボランティア推進事業

② 図書等の整備（図書館）

高度化・多様化する市民の学習要求に対応するため、図書等の整備充実を図るとともに電子図書館サービスの提供を行います。また、郷土資料として保有する大川平三郎翁関係資料の保管活用に努めます。

【継続事業】

- 図書館資料整備事業（電子図書館サービスの提供）
- 大川平三郎資料等整備事業

③ 子どもの読書活動の推進（図書館）

全ての子どもが読書に親しみ、読書習慣を身に付けられるよう、地域・家庭・学校等で連携し読書環境の整備を行います。また、読書の機会の提供として、家庭でもすぐに絵本を楽しめるよう3か月児健診時にブックスタート（絵本のプレゼント）を行います。

【継続事業】

- 子ども読書活動推進事業（第5次坂戸市子ども読書活動推進計画）

④ 情報化社会への対応（図書館）

高度情報化に伴い、図書館システムを活用したサービスや、ICT（情報通信技術）を活用したサービスの充実を図ります。

【継続事業】

- 図書館電算システム整備事業

4 文化財の保護

① 文化財の調査・活用の推進（社会教育課）

埋蔵文化財の調査・記録保存、指定文化財の指定・解除、郷土の歴史の研究と資料整理などを行い、研究資料の活用を推進します。

【継続事業】

- 文化財調査事業

② 文化財保護意識の普及（社会教育課）

文化財啓発用印刷物の発行、文化財案内板の整備、埋蔵文化財出土品展の開催などを行い、文化財に対する市民の理解を深め、文化財保護意識の普及に努めます。

③ 文化財保存・継承の促進（社会教育課）

市内に残る多数の文化財の保存管理、無形民俗文化財の後継者養成等を推進します。また、市制施行50周年記念事業として伝統文化等の次世代への継承を目的とした「坂戸のまつり」を開催し、山車の曳行やステージ上演等を実施します。

【新規事業】

- 坂戸のまつり開催事業

【継続事業】

- 指定文化財保護事業

④ 歴史民俗資料館の充実（社会教育課）

歴史民俗資料館の老朽化対策として、整備等に努めるとともに、郷土意識を高めるため、民具資料、考古資料等の展示の充実と活用を図ります。

Ⅲ 青少年の健全な育成

学校・家庭・地域・青少年関係機関が相互に連携して啓発を行うことにより、青少年が健全に育つ明るい社会を展開します。また、青少年を社会の構成員として尊重し、その自覚を促すことで、自主性や協調性、適切な倫理観等が醸成される育成環境を構築します。

1 健全育成活動の充実

① 推進体制の整備・充実（社会教育課）

青少年育成坂戸市民会議及び各中学校区地区会議を中心に青少年関係機関と連携し健全育成活動を推進するための体制を整備します。

【継続事業】

○青少年健全育成活動推進事業

② 地域環境づくりの推進（社会教育課）

家庭・学校・地域社会と連携を図り、有害環境から青少年を守るためのパトロール、青少年健全育成推進店制度、安全・安心な環境整備のための登下校時における見守り活動、こども110番の家の制度等を推進します。

【継続事業】

○青少年健全育成活動推進事業

2 健全な家庭づくりの推進

① 健全な家庭づくりの啓発（社会教育課）

家庭の日の普及に向けた広報活動など、健全な家庭づくりを推進するための啓発活動を実施します。

3 青少年活動の充実

① 青少年活動の場の充実（社会教育課）

自主性、主体性及び協調性を持つ心豊かな青少年を育成するため、地域社会のサポートを得ながら、青少年の安心・安全な居場所づくり及び青少年の活動機会の充実に努めます。

② 青少年のまちづくりへの参加促進（社会教育課）

社会の一員として自覚と責任を持った青少年の育成を図るため、青少年団体の育成及び活動支援を充実し、青少年ボランティア活動や地域活動への参加を促進します。

IV スポーツ・レクリエーション

市民一人一人がいきいきと過ごし、心身ともに健康で豊かな生活を送れるよう、スポーツ・レクリエーションを実践できる施設や環境の整備を推進します。

1 スポーツ・レクリエーション活動の充実・支援

① スポーツ教室・大会等の充実（スポーツ推進課）

各種スポーツ教室・大会等を充実させるとともに、多種目多世代間の親睦や交流を深めるための、スポーツイベントの開催を推進します。

【継続事業】

- 坂戸市民チャリティマラソン実施事業
- スポーツフェスティバル実施事業
- 関東古希・還暦野球大会実施事業
- 障害者スポーツ振興事業
- スポーツ推進計画運用事業

② 団体・グループの支援・育成（スポーツ推進課）

生涯スポーツの振興と、スポーツを通じた市民の交流促進と健康意識の向上につながるよう、スポーツ・レクリエーション団体への活動支援及び各種スポーツ大会出場者への支援、並びに新規団体の育成を支援します。

【継続事業】

- 各種スポーツ大会出場費補助事業
- 坂戸市体育協会・坂戸市レクリエーションスポーツ協会への補助

③ 総合型地域スポーツクラブの支援・育成（スポーツ推進課）

市民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるため、既存の総合型地域スポーツクラブの運営状況等を分析していくとともに、クラブの支援・育成を図ります。

④ 指導者の育成・活用（スポーツ推進課）

市民の多様なスポーツニーズに対応し、安心してスポーツ活動に参加できるよう、また、ハラスメント、暴力、差別のないスポーツ活動の実現のため、指導者養成講習会や研修会等を通じて指導者を育成します。さらに、スポーツリーダーバンクや大学との連携により質の高い指導者の活用を図ります。

⑤ 障害者スポーツの推進（スポーツ推進課）

障害の有無に関わらず、スポーツを行うことができる社会を実現するため、障害の種類・程度に応じ、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、関係機関等と連携し、推進・支援を図ります。

【継続事業】

- 障害者スポーツ振興事業

⑥ 子どもの体育・スポーツの推進（スポーツ推進課）

子どもの心身の健全な発育、発達のために運動に親しむ習慣を身につけ、生涯にわたる豊かなスポーツライフが実現できるよう努めます。また、子どもたちが学校外で、スポーツを行うことができる機会・場所の整備及び充実を図ります。

【継続事業】

- 子ども文化・スポーツ団体健全育成補助事業

⑦ 情報提供体制の拡充（スポーツ推進課）

施設の利用状況、予約状況、団体・指導者情報及びイベントの開催状況を提供するスポーツ情報提供システムの拡充に努めます。

【継続事業】

○公共施設予約サービス事業（市民総合運動公園・健康増進施設）

2 施設の整備・充実・活用

① 市民総合運動公園等の整備・充実（スポーツ推進課）

市民がスポーツを通じて、健康・体力づくりを行う拠点施設として市民総合運動公園や健康増進施設の整備・充実を図ります。

また、市民総合運動公園、健康増進施設（サンテさかど）は引き続き指定管理者制度の運用により、民間ノウハウを活用した魅力ある施設とするとともに、更なるサービスの向上に努めます。

【継続事業】

○市民総合運動公園管理事業

○健康増進施設管理事業

② 河川敷・都市公園の活用（スポーツ推進課）

スポーツ・レクリエーション活動の場として、河川敷や都市公園のグラウンドの有効利用を図ります。

【継続事業】

○運動公園施設管理事業

③ 学校体育施設の活用（スポーツ推進課）

学校開放により、市民の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場及び地域スポーツクラブの活動拠点として、学校体育施設の有効利用を図ります。

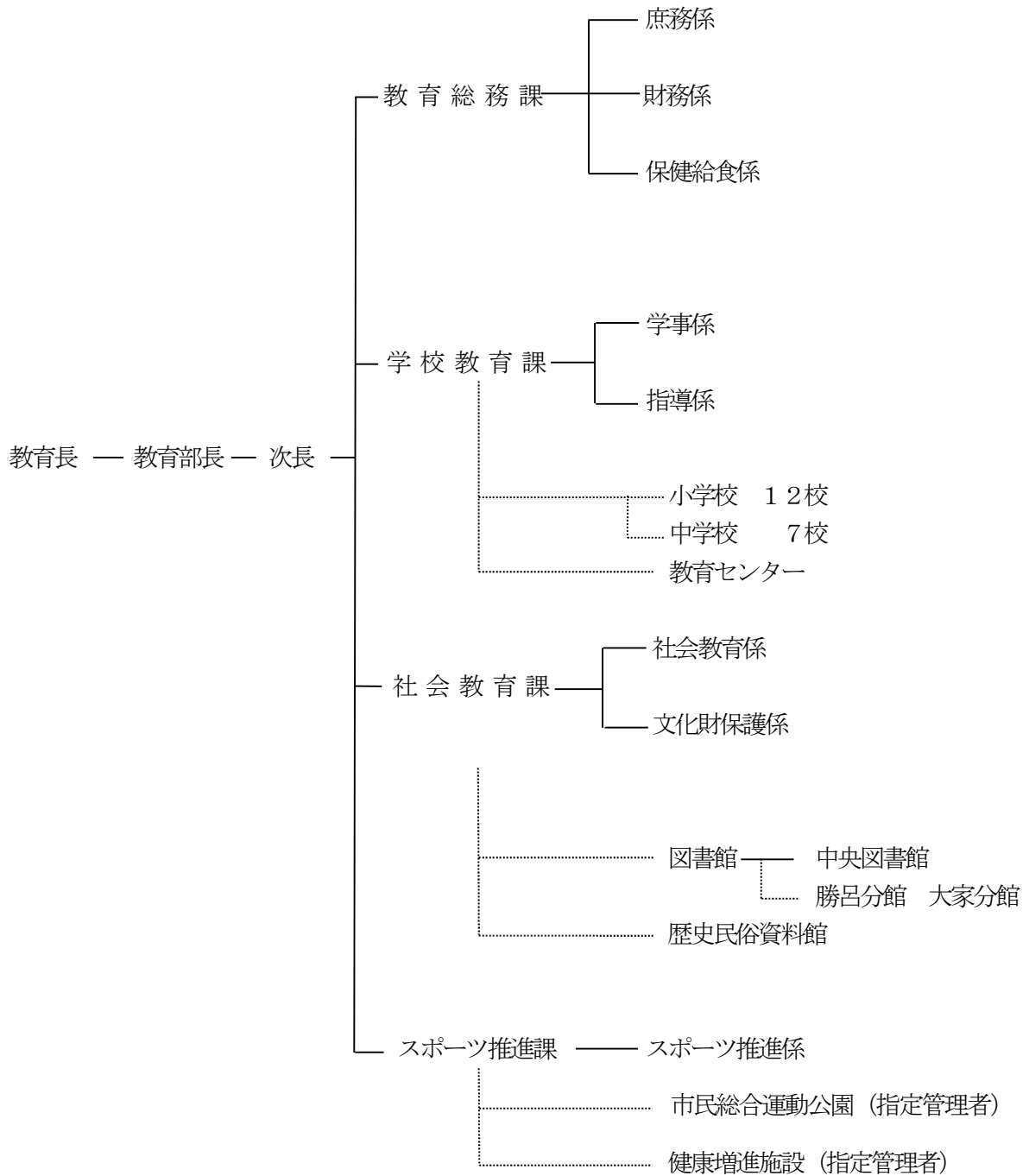
【継続事業】

○学校体育施設開放事業

④ 公共施設の活用（スポーツ推進課）

各種スポーツ大会の開催、市民の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場及び地域スポーツクラブの活動拠点として有効利用を図ります。

坂戸市教育委員会事務局の組織



坂戸市教育委員会の各種審議会等

- 1 坂戸市就学支援委員会（学校教育課）
- 2 坂戸市立小・中学校学区審議会（学校教育課）
- 3 坂戸市いじめ問題対策連絡協議会（学校教育課）
- 4 坂戸市いじめ問題調査審議会（学校教育課）
- 5 坂戸市スチューデント・インターンシップ事業推進委員会（学校教育課）
- 6 坂戸市いきいき学舎検討委員会（学校教育課）
- 7 坂戸市教育委員会外部評価委員（教育総務課）
- 8 坂戸市社会教育委員会議（社会教育課）
- 9 坂戸市同和対策集会所運営委員会（社会教育課）
- 10 坂戸市文化財保護審議会（社会教育課）
- 11 坂戸市立図書館協議会（図書館）
- 12 坂戸市スポーツ推進審議会（スポーツ推進課）
- 13 坂戸市スポーツ推進委員会（スポーツ推進課）